

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月1日、喪失日は22年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年9月1日まで
昭和21年3月から、A社B支店（厚生年金保険は、A社本社で適用）に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在籍証明書及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたことが確認できる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和21年3月1日、資格喪失日欄が空欄）が確認できるところ、前述の在籍証明書及び同社の回答から、当該基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録に相違ないと判断できる。

さらに、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人が団体郵便年金に加入していたことを示す「㊟」の表示が確認できる上、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月1日であるが、喪失日は記載されておらず、不明であることが確認できるところ、46年に定められた「団体郵便年金加入期間の取扱い」によると、厚生年金保険被保険者台帳に団体郵便年金加入の表示がある場合は、当該台帳に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日から、22年9月1日を限度として本人の職歴に基づく日まで、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月1日、喪失日は22年9月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

島根国民年金 事案412

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年8月まで
会社を退職した直後の昭和58年7月頃、母がA市区町村（現在は、B市区町村）で国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母が自治会を通じて納付しており、近所の手前、納付していなかったとは考え難い。

申立期間に係る国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した直後の昭和58年7月頃、母がA市区町村で国民年金の加入手続を行ってくれた。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月にA市区町村で払い出されていることが確認でき、この頃、申立人の母親は、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、「申立期間の国民年金保険料は、毎月、自治会を通じて納付した。それ以外の方法では保険料を納付しておらず、遑って保険料を納付していない。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和59年10月）では、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、自治会を通じて納付することができない上、B市区町村も、「申立期間当時、過年度分の国民年金保険料の収納事務は取り扱っておらず、自治会を通じて納付することはできなかった。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A市区町村が作成していた申立人に係る国民年金被保険者台帳に「10/30令書発送済」と記載されていることが確認できるところ、当該記載についてB市区町村は、「申立期間当時、国民年金の加入手続を行ってから自治会で国民年金保険料を納付することができるようになるまでには、事務処理上、数か月を要したことから、加入手続後、自治会で保険料を納付することが

できるようになるまでの期間に係る現年度保険料については、本人又はその家族に納付書を送付し、当該納付書により、自治会を通さず直接納付してもらっていた。『10/30令書発送済』との記載は、申立人の国民年金保険料を自治会を通じて納付することが可能となる昭和59年12月までの現年度保険料に係る納付書を、同年10月30日に申立人に対して発送したことを記録したものと考えられる。」と回答していることから、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料についても、自治会を通じて納付することはできなかったことがうかがわれる。なお、前述の国民年金被保険者台帳から、自治会を通じて国民年金保険料を納付することができなかった期間のうち、昭和59年9月から同年12月までの期間については、国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、オンライン記録から、社会保険事務所（当時）は、申立人に対し、61年9月5日付けで納付書を発行していることが確認できることから、当該保険料納付は、同日以降に、当該納付書により過年度納付されたと推認できる。

加えて、申立人は、「会社を退職した直後の昭和58年7月頃から同年8月頃にかけて、近隣の医院に通院していた記憶があることから、同年7月頃に国民健康保険に加入していたことは間違いなく、さらに国民健康保険にだけ加入し、国民年金に加入しない理由は無い。」と供述しているところ、B市区町村は、「当時、国民健康保険に加入しているものの、国民年金に加入していない強制加入対象者に対して定期的に加入勧奨を行っており、その後、加入勧奨に応じて国民年金に加入した場合には、対象者の国民年金被保険者台帳に『もれ者』と記載していた。」と回答しており、前述の申立人に係る国民年金被保険者台帳に「もれ者」と記載されていることが確認できることから、申立人については、国民健康保険の加入手続と国民年金の加入手続が同時期に行われておらず、国民健康保険に加入後、前述の加入勧奨により国民年金に加入したものと推認できる。

その上、前述の国民年金被保険者台帳において、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているほか、前述の国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、申立人も、「国民年金手帳は、現在所持している一冊以外に所持していたことはない。」と供述しており、ほかに申立人に係る前述の国民年金手帳記号番号とは別の番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。